

# 四 半 期 報 告 書

(第12期第1四半期)

イー・アクセス株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部【企業情報】 .....	2
第1【企業の概況】 .....	2
1【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2【事業の内容】 .....	3
3【関係会社の状況】 .....	3
4【従業員の状況】 .....	3
第2【事業の状況】 .....	4
1【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2【事業等のリスク】 .....	5
3【経営上の重要な契約等】 .....	5
4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3【設備の状況】 .....	9
第4【提出会社の状況】 .....	10
1【株式等の状況】 .....	10
2【株価の推移】 .....	32
3【役員の状況】 .....	32
第5【経理の状況】 .....	33
1【四半期連結財務諸表】 .....	34
2【その他】 .....	49
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....	50

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	常務執行役員兼経理本部長 山 中 初
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	常務執行役員兼経理本部長 山 中 初
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	21,416	19,117	83,067
経常利益 (百万円)	1,819	4,076	10,828
四半期(当期)純利益 (百万円)	462	2,493	4,148
純資産額 (百万円)	12,027	14,656	13,155
総資産額 (百万円)	112,986	86,827	86,864
1株当たり純資産額 (円)	6,176.99	8,008.24	6,981.37
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	295.26	1,689.13	2,762.06
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	85.94	1,513.66	2,170.49
自己資本比率 (%)	10.2	16.3	14.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,646	1,349	14,872
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,338	△19,059	△3,999
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△14,213	3,815	△53,303
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	57,635	12,215	26,110
従業員数 (名)	426	389	404

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	389（33）
---------	---------

（注） 従業員数は就業人員数であり、正社員数は平成22年6月30日現在の人員数を、臨時従業員数は当第1四半期連結会計期間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。

また、当社グループ（持分法適用関連会社を含まない。）からグループ外への出向者（810名）は除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	389（33）
---------	---------

（注） 従業員数は就業人員数であり、当社からイー・モバイル株式会社、日本エリクソン株式会社、大明株式会社、株式会社コミュニチュア、社団法人移動通信基盤整備協会への専任出向者810名を除いております。臨時従業員数は当第1四半期会計期間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しておりますが、「ネットワーク事業」「デバイス事業」については、セグメント区分に与える影響がないため、前年同期比較を行っております。

#### (1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

#### (2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
デバイス事業	2,649	△0.7
合計	2,649	△0.7

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

#### (4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
ネットワーク事業	16,157	△12.0
デバイス事業	2,960	△4.9
合計	19,117	△10.7

（注） 1 上記の金額には、セグメント間取引の金額が含まれております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）		当第1四半期連結会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）	
	金額（百万円）	割合（%）	金額（百万円）	割合（%）
KDDI株式会社	6,045	28.2	5,052	26.4
イー・モバイル株式会社	4,385	20.5	4,296	22.5
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	3,671	17.1	2,969	15.5

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載しておりました「イー・モバイルとの経営統合について」は平成22年7月1日に経営統合が実現しております。それ以外の記載について前事業年度の有価証券報告書提出以降、重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における当社グループは、ADSL市場の成熟化によりADSL契約数の減少が緩やかに続く中、価格に敏感な消費者層に向け、FTTHとの料金格差、導入の容易性、サービスエリアの広さなど、ADSLの優位性をいかしたサービスの訴求を行い、提携するISP・パートナー企業と連携して顧客獲得施策の促進及び解約抑止策の強化に努めました。

一方、モバイル事業を営むイー・モバイル株式会社（以下、「イー・モバイル」といいます。）におきましては、量販店におけるノート型パソコンやネットブックとデータカードの組み合わせだけでなく、携帯ゲーム機や携帯音楽端末、タブレット端末など多様化するWi-Fi対応機器と3G一体型モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi（ポケットワイファイ）」を組み合わせた販売により、新たな利用シーンの創出やユーザー層の拡大を図りました。また、屋外サービスエリアの拡大に加え首都圏を中心とした地下鉄や地下街のエリア化を重点的に進め利便性の向上を図るとともに、ショップ展開やコールセンターの強化などサポート体制作りに取り組み、顧客満足度の向上に努めました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の当社グループの売上高は、ADSL契約数の減少により、19,117百万円と前年同四半期に比べ2,299百万円（10.7%）の減少となりました。営業利益につきましては、前年合併した株式会社アッカ・ネットワークスとの統合効果によるコスト削減が進んでいるものの、売上高の減少に伴い前年同四半期に比べ450百万円（9.1%）減少し、4,485百万円となりました。一方、経常利益はイー・モバイルにおける契約数が順調に伸び業績が改善したことから当社の持分法による投資損失額が大幅に減少し、4,076百万円と前年同四半期に比べ2,257百万円（124.1%）増加いたしました。これにより四半期純利益は2,493百万円となり、前年同四半期に比べ2,032百万円（440.1%）の大幅な増加となりました。

なお、平成22年3月31日に当社と持分法適用関連会社のイー・モバイルの間で締結いたしました株式交換契約及び平成22年5月12日に締結した株式交換契約の変更に関する覚書については、平成22年6月開催の両社株主総会にて承認されました。これにより当社は、平成22年7月1日付でイー・モバイルの発行済株式を全部取得し、イー・モバイルを完全子会社化いたしました。また、本経営統合に先立ち、イー・モバイルは、資本充実を目的として平成22年6月30日に払込金額の総額約45,000百万円（うち約17,000百万円は当社を割当先とします。）の第三者割当増資を実施しております。

これまでイー・モバイルは持分法適用関連会社であったことから、イー・モバイルの売上高及び営業利益は当社グループの連結業績に計上されておりましたが、第2四半期連結累計期間以降の連結業績については、前述のイー・モバイルとの株式交換が会計上の逆取得に該当するため、イー・モバイルの業績に当社および当社の連結子会社の第2四半期以降の業績が連結される形となります。

今後は、当社とイー・モバイルが持つ通信ネットワークの統合、販売チャネルの統合、リソースの活用、効率的な設備投資などの戦略的統合を図り、固定通信とモバイル通信を融合しながら多様で革新的な取り組みを行い、この取り組みを通じて当社グループの企業価値向上を目指してまいります。



セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しておりますが、「ネットワーク事業」「デバイス事業」については、セグメント区分に与える影響がないため、前年同期比較を行っております。

① ネットワーク事業

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	比較増減	%
売上高	18,369	16,157	△2,213	△12.0
セグメント利益又は営業利益	4,744	4,345	△399	△8.4

ネットワーク事業におきましては、前述の通り、新規顧客の獲得や解約防止に努めたものの、解約数が新規契約数を上回ったことにより、平成22年6月末現在におけるADSL契約数は220万契約となりました。これにより当第1四半期連結会計期間の売上高は16,157百万円となり、前年同四半期に比べ2,213百万円（12.0%）減少いたしました。これにより、セグメント利益につきましても、前年同四半期の営業利益より399百万円（8.4%）減少し4,345百万円となりました。

② デバイス事業

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	比較増減	%
売上高	3,113	2,960	△153	△4.9
セグメント利益又は営業利益	191	138	△53	△27.7

デバイス事業におきましては、端末の供給先であるイー・モバイルの新規契約が「Pocket WiFi」の好調な販売に伴い増加し当社の出荷台数も増加いたしました。データカードの端末価格の低下の影響により、当第1四半期連結会計期間の売上高は2,960百万円となり、前年同四半期に比べ153百万円（4.9%）減少いたしました。また、セグメント利益につきましても、売上高の減少により138百万円となり、前年同四半期の営業利益に比べ53百万円（27.7%）減少いたしました。

③ モバイル事業

モバイル事業を営む関連会社のイー・モバイルにおいては、前述の通り、セット販売によるモバイルデータの顧客獲得に加え、各種Wi-Fi対応機器と3G一体型のモバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi」を組み合わせ販売が引き続き好調に推移いたしました。これらにより、当第1四半期連結会計期間の契約純増数は18.6万契約、平成22年6月末現在における累計契約数は253.7万契約となり、前年同期末に比べ86.5万契約増加いたしました。また、全国人口カバー率は91.5%となっております。

このような契約数の増加に伴い売上高が増加したことからイー・モバイルの業績は大きく改善し、営業利益は黒字となりました。このため当第1四半期連結会計期間におけるセグメント損失は、持分法による投資損失40百万円（前年同四半期の持分法による投資損失2,578百万円）にとどまり、前年同四半期に比べ2,538百万円改善いたしました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の流動資産、有形固定資産及び無形固定資産はそれぞれ29,097百万円、15,088百万円及び2,435百万円となり、前連結会計年度末に比べそれぞれ16,612百万円、848百万円および180百万円の減少となりました。流動資産の減少は主に現金及び預金の減少(13,004百万円)、売掛金の減少(2,260百万円)、関係会社未収入金の減少(804百万円)、繰延税金資産の減少(442百万円)によるものであり、有形固定資産及び無形固定資産の減少は減価償却によるものであります。また、投資その他の資産は39,805百万円となり、前連結会計年度末に比べ17,625百万円の増加となりました。これは主にイー・モバイルの第三者割当増資の引受けに伴うイー・モバイル株式の取得による関係会社株式の増加(17,144百万円)、関係会社長期未収入金の増加(446百万円)によるものであります。これらの結果、資産合計は86,827百万円となり、前連結会計年度末に比べ37百万円の減少となりました。

当第1四半期連結会計期間末の流動負債は24,333百万円となり、前連結会計年度末に比べ199百万円の増加となりました。これは買掛金の減少(595百万円)、未払金の減少(2,376百万円)、未払費用の減少(1,276百万円)、未払法人税等の減少(1,716百万円)があったものの、短期借入金の増加(3,000百万円)、1年内償還予定の社債の増加(3,000百万円)等があったためであります。固定負債は47,838百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,737百万円の減少となりました。長期借入金は2,303百万円増加いたしました。減少要因として社債の減少3,505百万円、長期割賦債務の減少446百万円などがあったためであります。これらの結果、負債合計は72,171百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,538百万円の減少となりました。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は14,656百万円となり、前連結会計年度末より1,501百万円増加いたしました。これは四半期純利益2,493百万円を計上し、剰余金の配当911百万円を実施したことによります。

## (3) キャッシュ・フローの分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前年同四半期に比べ45,421百万円減少し、12,215百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ3,297百万円収入が減少し、1,349百万円の収入となりました。この主な内訳は、税金等調整前四半期純利益4,164百万円に非資金損益項目である減価償却費1,779百万円を加えた収入と、未払金の減少2,059百万円及び法人税等の支払い3,004百万円の支出であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ17,721百万円支出が増加し、19,059百万円の支出となりました。この主な要因は、イー・モバイル株式の取得17,000百万円、拘束性預金の増加892百万円、ネットワーク事業における機械設備、端末設備の取得928百万円及び基幹システム投資に伴うソフトウェアの取得239百万円であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ18,027百万円収入が増加し、3,815百万円の収入となりました。この主な内訳は、社債償還495百万円、配当金の支払い853百万円、割賦債務返済423百万円の支出と、短期・長期借入金の借入と返済による純収入5,755百万円であります。

## (4) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。前事業年度の有価証券報告書に記載しておりました「イー・モバイルとの経営統合の実現」は平成22年7月1日に実現しております。

## (5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社にとって最大化すべき企業価値とは株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかねばならないと考えております。

よって、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うことが当社企業価値の最大化に資すると考えております。

当社は、従前より社外取締役が過半数を占める取締役会を設置し、透明なコーポレート・ガバナンスの確保に努めており、重要提案行為等を目的とする当社株式取得行為があった場合には、株主の利益確保のため積極的な情報収集とその適切な開示に努めてまいります。これらの取組みにより、中長期的な企業価値向上を重視した経営が可能となり、上記基本方針が実現するものと考えております。

#### (6) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は95百万円であります。

#### (7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、『起業家精神をもって市場を創造し、全ての人へブロードバンドライフを提供すること』を目指し、平成11年の創業以来ADSL事業者の草分けとして高速インターネットアクセスサービスを提供してまいりました。日本が世界有数のブロードバンド先進国へと成長したことに対しては当社が大きく貢献したものと自負しております。しかしながら、当社のコア事業であるADSLの市場は縮小する傾向にあります。当社グループの持続的発展の実現のためには、既存事業を維持するとともに、成長市場における新事業の拡大に取り組んでいくことが必須であります。このため、平成17年には関連会社のイー・モバイルを立ち上げ、日本のモバイル・ブロードバンド市場の成長を牽引し、急成長を遂げた同市場において順調にシェアを獲得してまいりました。イー・モバイルは、平成19年3月に開始したデータ通信サービスに続けて平成20年3月には音声通信サービスを開始し、着実に加入者数を拡大しております。今後も引き続き新事業拡大に積極的に取り組んでいくことが必要と考えております。

また、政権交代による通信政策への影響や通信・放送における事業領域の融合など、様々な変化は複雑に絡みながら加速しつつあり、経営環境の不確実性が増しております。これらの変化に対し迅速かつ柔軟に対応することが、当社グループに求められていると認識しております。

一方で、米国の金融危機に端を発した経済恐慌や景気低迷により経営環境は非常に厳しいものがあります。製造業や小売業に比して通信業界への影響は現時点では限定的であり当社業績も堅調に推移しておりますが、先手を打ち積極的な経営改善に取り組むことが喫緊の課題であると認識しております。このために全社的な業務効率向上とコスト削減に向けた施策を推し進めるとともに、成長分野への経営資源の重点的な再配分を実施することが必要と考えております。

上記の問題認識を踏まえ、対応する施策として現在当社グループは以下の課題に積極的に取り組んでおります。

##### ① イー・モバイルとの経営統合によるグループ全体の成長の実現

当社は、ブロードバンド市場で固定通信とモバイル通信の融合を図り、モバイル事業の成長を加速させることが当社グループ全体の成長の鍵であるとの理念の下、それを実現させるために、当社のキャッシュ・フロー及び財務基盤を活かしてイー・モバイルの事業の成長をさらに強化し、当社とイー・モバイルが持つ通信ネットワークの統合、販売チャネルの統合、グループとしての効率的な設備投資などの戦略的統合をはかることが、重要な取り組みであると判断しております。イー・モバイルと経営統合することで一体となったグループ経営により、固定通信とモバイル通信を融合しながら多様で革新的な取り組みを実行してまいります。

##### ② 収益力向上とシェアの増加、事業の拡大

ADSL回線の契約数は市場全体として純減に転じておりますが、昨今の経済情勢を反映し家庭向けの低価格ブロードバンド・インフラには根強い需要があります。当社グループは、引き続きADSL回線の契約獲得を推進するとともに解約抑止に努め、市場シェアを高めながら一層のコスト削減を実施し高収益を確保いたします。また、モバイル・ブロードバンド市場において、イー・モバイルが他社に先駆けた新製品や新サービスの投入及び付加価値サービスの拡大により加入者数と売上を拡大することを、グループとして推進してまいります。

##### ③ 組織体制の充実と人材育成、組織文化の熟成

急速に発展する事業運営を支える組織や業務プロセスの構築と人材の育成を進めます。その上で、企業グループ全体としての効率的な経営、迅速な意思決定、堅実なコーポレート・ガバナンス体制の実現に積極的に取り組んでまいります。また、業務効率向上により生じた人員を成長分野であるモバイル事業へ段階的にシフトさせることにより、雇用を維持しつつグループの活性化を実現いたします。更に、企業理念を達成するための指針に立ちかえり、革新的なベンチャー精神を維持しつつ、高いコスト意識と経営効率に裏打ちされた競争力の下で、お客様第一主義に徹し高品質のサービスを提供する意欲に溢れた企業となるように、全社一丸となり努めます。

以上のように、当社はグループ一丸となって経営課題の実現に注力し、持続的発展の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式または第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,449,584	3,505,547	東京証券取引所 (市場第一部)	—
第1種優先株式	25	25	—	(注) 5
計	1,449,609	3,505,572	—	—

(注) 1 当社とイー・モバイルの株式交換に伴い、平成22年7月1日付で2,055,963株の当社普通株式を発行いたしました。

2 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

3 当社は、普通株式のほか、第1種優先株式を発行しております。

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。

なお、普通株式及び第1種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。

4 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを設けておりません。

5 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

#### (1) 剰余金の配当

##### (ア) 第1種優先配当金

① 当社は、各事業年度にかかる期末配当金(定款第43条第1項において定義する。)の支払いについて、普通株式その他の配当に関して第1種優先株式に劣後する株式(以下まとめて「劣後株式」という。)を有する株主(以下「劣後株主」という。)に対する期末配当金の支払いに先立ち、当該事業年度の末日(以下、第1種優先配当金にかかる「基準日」という。)における第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)に対して、第1種優先株式一株につき、その発行価額に6ヶ月円LIBOR(以下に定義する。)に下記のスプレッドを加えた年率(以下「第1種優先株式配当年率」という。)を乗じて算出した額(以下「第1種優先配当金額」という。ただし、平成21年3月31日を基準日とする第1種優先配当金(以下に定義する。)については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成21年3月31日(同日を含む。)までの期間につき、1年365日とする日割計算により算出される金額とする。)の期末配当金(以下「第1種優先配当金」という。)(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)を支払わない限り、劣後株主に期末配当金を支払わない。

「6ヶ月円LIBOR」は、各年4月1日（以下「計算日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在において、テレレート3,750ページ（又はこれを承継するサービスの対応する参照ページ。以下同じ。）に表示される6ヶ月円LIBORを指すものとする。ただし、計算日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3,750ページに表示されない場合又はテレレート3,750ページが利用不能となった場合には、当社は計算日に全ての利率照会銀行（当該計算日午前11時の前、最後にテレレート3,750ページに表示された6ヶ月円LIBORを算出するために、そのレートを提供しそれが使用された銀行をいう。以下同じ。）の東京の主たる店舗に対し、計算日の午前11時現在の日本円の6ヶ月のオファードレートの提示を求める。この場合、当社に日本円6ヶ月オファードレートを提示した利率照会銀行が2行以上の場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該オファードレートを提示した利率照会銀行の日本円6ヶ月オファードレートの算術平均値（算術平均値を小数点第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）とする。また、当社に計算日の午前11時現在の日本円6ヶ月のオファードレートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該計算日の前営業日の午前11時現在のテレレート3,750ページに表示された6ヶ月円LIBORとする。当該計算日の前営業日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3,750ページに表示されない場合又はテレレート3,750ページが利用不能の場合には、上記ただし書きの規定を準用する。

「スプレッド」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成21年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：5.0%
- ・平成22年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：6.0%
- ・平成23年3月31日に終了する事業年度及びこれ以降の事業年度のスプレッド：7.0%

- ② 前項の規定にかかわらず、各事業年度において第1種優先株主に対して四半期配当金（定款第44条第2項に定義する。）を支払った場合は、当社は、当該事業年度にかかる期末配当金の支払いについて、劣後株主に対する期末配当金の支払いに先立ち、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額から第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）を減じた額の期末配当金を支払わない限り、劣後株主に対して期末配当金を支払わない。

(イ) 第1種優先四半期配当金

当社は、各事業年度にかかる四半期配当金の支払いについて、劣後株主に対する四半期配当金の支払いに先立ち、当該四半期の末日（以下、第1種優先四半期配当金にかかる「基準日」という。）における第1種優先株主に対し、一株につき第1種優先配当金額の4分の1の金額（ただし、平成20年12月31日を基準日とする第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分子とし、平成20年10月1日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分母とする分数を乗じて算出される金額とする。）の四半期配当金（以下「第1種優先四半期配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に対して四半期配当金を支払わない。

(ウ) 第1種優先配当金の累積

各事業年度において第1種優先株主に対して支払った一株あたりの期末配当金及び四半期配当金の合計額が第1種優先配当金額に達しない場合の不足額（以下「第1種未払優先配当金額」という。）は、翌事業年度以降直ちに累積し、累積した第1種未払優先配当金額（ただし、累積後に第1種優先株主に対して期末配当金又は四半期配当金が支払われた場合には、それを控除した残額。以下「第1種累積未払優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする第1種優先配当金又は第1種優先四半期配当金及び劣後株主に対する剰余金の配当に先立って、第1種累積未払優先配当金を第1種優先株主に対して支払う。

(エ) 利益配当への非参加

当社は、各事業年度にかかる配当について、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額を超えて配当しない。

(2) 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、劣後株主に対する分配に先立ち、第1種優先株式一株につき、その発行価額相当額に第1種累積未払優先配当金額を加えた金額（以下「第1種残余財産分配額」という。）を支払わない限り、劣後株主に残余財産を分配しない。

(イ) 残余財産の分配への非参加

当社は、第1種優先株主に対して第1種残余財産分配額を超えて残余財産の分配をしない。

(3) 譲渡制限

第1種優先株式の譲渡制限に関する規定は定めない。

(4) 議決権

法律上別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式は議決権を有しない。

(5) 株式の取得償還請求権

第1種優先株主は、払込期日から3年を経過した日以降いつでも、当社に対して、取得を希望する日（以下「取得日」という。）の30日前に書面により事前通知することにより、金銭を対価として第1種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得すると引換えに、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額、（ii）発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.0%

（1事業年度毎の複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、（iii）第1種累積未払優先配当金額、及び（iv）発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額

（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株式に関して第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が、発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額に120%を乗じた額、及び（ii）第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式償還請求価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、（iv）により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(6) 株式の取得強制償還権

当社は、払込期日から1年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって第1種優先株主の意思に拘わらず、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式強制償還価額」という。）の金銭を交付すると引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式強制償還価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額、(ii)発行価額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率3.5%(1事業年度ごとの複利計算とする)の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)、(iii)第1種累積未払優先配当金額、及び(iv)発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当率の利率を乗じて計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株主が第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。)の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii)第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式強制償還価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 当社は、第1種優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。



## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権（平成13年9月10日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成13年9月10日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	580株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成13年9月30日 至 平成23年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権（平成14年2月25日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成14年2月25日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	765株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年3月22日 至 平成24年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成14年8月6日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成14年8月6日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	293個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,465株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月20日 至 平成24年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成15年1月15日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成15年1月15日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	66個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	330株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成15年8月12日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成15年8月12日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	671個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,355株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月13日 至 平成25年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成16年6月29日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	6,535個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	32,675株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 139,000円
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成16年6月29日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	73個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	365株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 134,410円
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月18日 至 平成26年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成17年6月22日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成17年6月22日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	37,772個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	37,772株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 76,565円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成17年6月22日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成17年6月22日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	625個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	625株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 80,168円
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。



平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権付社債（平成16年6月10日取締役会決議）

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成16年6月28日発行）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,122株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 99,593.40円 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月12日 至 平成23年6月14日 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,593.40円 資本組入額 49,797.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権付社債の残高	3,000百万円 (注) 5

(注) 1 平成22年5月12日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成21年4月1日に遡って新株予約権の行使価格は調整されました。

2 但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における10営業日前の日まで、②本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、③買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また④期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

3 繰上償還

- ① 当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還  
当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの（但し、当社は各取引を下記各号の順に指向しなければならない。）を行うよう最大限努力しなければならない。
- (a) 本新株予約権付社債の所持人が、本新株予約権の行使期間の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産（以下「受領可能資産」という。）を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証書を締結させること。

(b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i) 本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii) 本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債とを交換することを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案させること（この場合、当社はかかる社債の支払を保証しなければならない）。

(c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する権利と同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a) および(b) については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b) および(c) に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかった場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

平成16年6月28日から平成17年6月27日まで	106%
平成17年6月28日から平成18年6月27日まで	105%
平成18年6月28日から平成19年6月27日まで	104%
平成19年6月28日から平成20年6月27日まで	103%
平成20年6月28日から平成21年6月27日まで	102%
平成21年6月28日から平成22年6月27日まで	101%
平成22年6月28日から平成23年6月27日まで	100%

② 130%コールオプション条項による繰上償還

平成19年6月28日以降、終値が30連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

③ 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、本新株予約権付社債の要項に定める追加支払特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の公告を行ってはならない。

④ 本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を平成19年6月28日または平成21年6月28日（以下本号において「償還可能期日」と総称する。）に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して、本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

⑤ 本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の事由の発生に基づく繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知がなされた日のうち遅い方の日から60日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、当社は、上記（注）3①の条件に従って、同①(a)の取引を行うことが法律上不可能であり、又は実務上実行不可能である場合に限り、当社の完全親会社となる会社に対して、本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債に代えて、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i) 本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii) 本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債を交付するよう提案させるために、最大限努力しなければならない（本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案した場合を除く。）。

5 当社は、平成21年6月28日付で、本社債を総額20,000百万円繰上償還いたしました。

会社法第238条第2項及び第240条第1項の規定に基づく取締役会決議による新株予約権付社債（平成21年12月7日及び9日取締役会決議）

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成21年12月29日発行）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	2,129個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	159,094株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 66,909.80円 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月12日 至 平成28年12月1日 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 66,909.80円 資本組入額 33,455.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権付社債の残高	10,645百万円

(注) 1 平成22年5月12日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成22年4月1日に遡って新株予約権の行使価格は調整されました。

- 2 但し、①本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項による繰上償還、クリーンアップ条項による繰上償還、税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還又はスクイズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2016年12月1日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日（以下、「基準日」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に従って株主を確定するために定められた基準日以外の日（以下、「その他株主確定日」という。）の東京における2営業日前の日（又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該基準日又はその他株主確定日（又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。

### 3 繰上償還

#### (イ) 130%コールオプション条項による繰上償還及びクリーンアップ条項による繰上償還

##### ① 130%コールオプション条項

当社は、当社普通株式の終値が、連続する30取引日（以下に定義する。）のうち20取引日以上において当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当該20取引日の末日から東京における5営業日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2013年12月20日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

##### ② クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

#### (ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

#### (ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a) 下記(注) 4 (イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b) 承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における10営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める償還金額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において(i) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(ニ) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 公開買付者が、当該公開買付けにより、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合（但し、公開買付者が公開買付けの決済直後に保有する当社普通株式の保有株式数、及び、当社が知りうる限りにおいて、適用ある上場廃止に関する規定で定められるその他の者が保有する当社普通株式の保有株式数が、当該事業年度の終了日までに変わらないことを前提とする。）には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けに関する決済の開始日（以下「決済開始日」という。）から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする（但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。）に、当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が決済開始日から180日後の日又は上場廃止の決定日のいずれか早い日より前に生じなかった場合には、当社は、当該いずれか早い日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

当社が上記(ハ)及び本(ニ)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)の規定が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を全て取得する旨の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は当社普通株式の上場廃止日より前で、当該通知の日から東京における10営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする（但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。）に、当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

(ヘ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2013年12月15日に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額に当該日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ30日以上前にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

#### 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

##### ① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

##### ② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

##### ③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

##### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

##### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(上記(注)2に定める制限を前提として)当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 (注) 1	2,088	1,449,609	26	18,418	26	7,069

(注) 1 新株予約権（ストックオプション）の権利行使

2 当社とイー・モバイルの株式交換に伴い、平成22年7月1日付で2,055,963株の当社普通株式を発行いたしました。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿を確認したところ、当第1四半期会計期間において、普通株式・優先株式につき、大株主（本報告書においては、当社の発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に10名をいいます。以下同様です。）でありましたモルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー及びナテイクシスは大株主ではなくなり、リードオフ1号投資事業組合及びビービーエイチルクス フィデリテイ アクティブ ストラテジー ジャパン ファンドが大株主になったことが判明いたしました。

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
リードオフ1号投資事業組合	東京都港区赤坂6丁目5-38-608	30,000	2.06
ビービーエイチルクス フィデリテイ アクティブ ストラテジー ジャパン ファンド (常任代理人) 株式会社三菱東京UFJ銀行	KANSALLIS HOUSE PLACE DE L ETOILE LUXEMBOURG LUXEMBOURG L-1021 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	27,101	1.86



(注) 1 フィデリティ投信株式会社から、平成21年11月19日付（報告義務発生日 平成21年11月12日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
フィデリティ投信株式会社	143,957	9.95
エフエムアール エルエルシー	6,597	0.46
合計	150,554	10.40

2 エーオーエフ・アルファ・ビーヴィーから、平成22年1月5日付（報告義務発生日 平成21年12月28日）で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
エーオーエフ・アルファ・ビーヴィー	89,469	6.18
合計	89,469	6.18

3 コートゥー・オフショア・マスター・ファンド・リミテッドから、平成22年2月2日付（報告義務発生日 平成21年5月1日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
コートゥー・オフショア・マスター・ファンド・リミテッド	120,217	8.48
コート・ケイマン・ファンド・リミテッド	19,885	1.40
コートゥー・マネジメント・エルエルシー	0	0.00
合計	140,102	9.88

4 モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成22年4月20日付（報告義務発生日 平成22年4月15日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
モルガン・スタンレー証券株式会社	-104	-0.01
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	-29	0.00
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	54,708	3.78
モルガン・スタンレー・セキュリティーズ・リミテッド	3,018	0.21
合計	57,593	3.98

- 5 野村証券株式会社から、平成22年5月12日付（報告義務発生日 平成22年4月30日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
野村証券株式会社	14,690	1.00
NOMURA INTERNATIONAL PLC	42,116	2.84
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	79	0.01
野村アセットマネジメント株式会社	5,520	0.38
合計	62,405	4.16

- 6 キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから、平成22年5月12日付（報告義務発生日 平成22年4月30日）で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	101,600	7.02
合計	101,600	7.02

#### 所有議決権別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数 の割合 (%)
リードオフ1号投資事業組合	東京都港区赤坂6丁目5-38-608	30,000	2.06
ビービーエイチルクス フィデリテイ アクティブ ストラテジー ジャパン フアンド (常任代理人) 株式会社三菱東京UFJ銀行	KANSALLIS HOUSE PLACE DE L ETOILE LUXEMBOURG LUXEMBOURG L-1021 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	27,101	1.86

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 25	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,449,584	1,449,584	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,449,609	—	—
総株主の議決権	—	1,449,584	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が49株(議決権49個)含まれております。

2 当社とイー・モバイルの株式交換に伴い、平成22年7月1日付で2,055,963株の当社普通株式を発行いたしました。

### ② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	82,400	78,400	68,800
最低(円)	68,200	60,800	56,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

### 第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、本四半期報告書提出日までに役員の異動はありません。

なお、前事業年度の有価証券報告書の提出日現在において持分法適用関連会社(本四半期報告書提出日現在、当社連結子会社)のイー・モバイルの代表取締役会長兼CEOでありました千本倅生氏及び同社代表取締役社長兼COOでありましたエリック・ガン氏は、本四半期報告書提出日現在、それぞれ同社代表取締役会長及び代表取締役社長に就任しております。また、前事業年度の有価証券報告書の提出日現在において当社及びイー・モバイルの取締役を兼務してありましたアンクル・サフ氏及びジュリアン・ホーン・スミス氏は本四半期報告書提出日現在、イー・モバイルの取締役を辞任しております。

## 第5【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,106	26,110
売掛金	8,620	10,880
商品	52	106
その他	7,327	8,623
貸倒引当金	△9	△10
流動資産合計	29,097	45,709
固定資産		
有形固定資産		
機械設備(純額)	9,550	10,234
その他(純額)	5,538	5,702
有形固定資産合計	※1 15,088	※1 15,936
無形固定資産		
投資その他の資産	2,435	2,614
関係会社株式	※2 22,726	※2 5,582
関係会社長期未収入金	9,717	9,271
その他	7,362	7,326
投資その他の資産合計	39,805	22,180
固定資産合計	57,328	40,730
繰延資産	403	425
資産合計	86,827	86,864
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,503	2,098
短期借入金	※3 3,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※3 3,307	※3 2,854
1年内償還予定の社債	4,848	1,848
未払金	713	3,089
未払費用	4,712	5,988
未払法人税等	1,184	2,899
引当金	—	107
その他	5,066	5,251
流動負債合計	24,333	24,134
固定負債		
社債	22,622	26,126
長期借入金	※3 21,378	※3 19,075
資産除去債務	49	—
その他	3,790	4,373
固定負債合計	47,838	49,575
負債合計	72,171	73,709

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,418	18,392
資本剰余金	9,108	9,082
利益剰余金	△13,280	△14,862
株主資本合計	14,247	12,612
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9	8
繰延ヘッジ損益	△100	28
評価・換算差額等合計	△91	36
少数株主持分	501	507
純資産合計	14,656	13,155
負債純資産合計	86,827	86,864

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	21,416	19,117
売上原価	12,335	11,453
売上総利益	9,081	7,664
販売費及び一般管理費	※1 4,146	※1 3,179
営業利益	4,935	4,485
営業外収益		
受取利息	20	4
為替差益	—	8
その他	20	8
営業外収益合計	41	20
営業外費用		
支払利息	528	323
持分法による投資損失	2,578	40
その他	50	65
営業外費用合計	3,156	429
経常利益	1,819	4,076
特別利益		
持分変動利益	—	154
負ののれん発生益	467	—
社債償還益	105	—
その他	116	1
特別利益合計	687	154
特別損失		
固定資産除却損	87	41
投資有価証券評価損	10	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	22
その他	—	3
特別損失合計	97	66
税金等調整前四半期純利益	2,410	4,164
法人税、住民税及び事業税	1,017	1,204
法人税等調整額	831	469
法人税等合計	1,848	1,673
少数株主損益調整前四半期純利益	562	2,491
少数株主利益又は少数株主損失(△)	100	△3
四半期純利益	462	2,493

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,410	4,164
減価償却費	1,948	1,779
負ののれん発生益	△467	—
社債償還益	△105	—
固定資産除却損	87	41
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	22
その他の損益(△は益)	3	23
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△20	△1
受取利息及び受取配当金	△20	△4
支払利息	528	323
持分法による投資損益(△は益)	2,578	40
持分法適用会社への未実現利益調整額	△65	△37
持分変動損益(△は益)	—	△154
売上債権の増減額(△は増加)	667	2,260
たな卸資産の増減額(△は増加)	160	61
関係会社未収入金の増減額(△は増加)	—	358
その他の資産の増減額(△は増加)	44	36
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,190	△595
未払金の増減額(△は減少)	△89	△2,059
未払費用の増減額(△は減少)	△613	△1,189
引当金の増減額(△は減少)	△73	△88
その他の負債の増減額(△は減少)	338	△152
小計	6,118	4,830
利息及び配当金の受取額	34	3
利息の支払額	△129	△480
法人税等の支払額	△1,377	△3,004
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,646	1,349
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
拘束性預金の増減額(△は増加)	—	△892
有形固定資産の取得による支出	△1,232	△928
無形固定資産の取得による支出	△107	△239
関係会社株式の取得による支出	—	△17,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,338	△19,059



(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△258	△222
割賦債務の返済による支出	△374	△423
短期借入れによる収入	13,000	3,000
短期借入金の返済による支出	△8,800	—
長期借入れによる収入	—	3,849
長期借入金の返済による支出	—	△1,094
社債の発行による収入	2,941	—
社債の償還による支出	△19,896	△495
株式の発行による収入	15	52
配当金の支払額	△787	△853
少数株主への配当金の支払額	△54	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,213	3,815
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△10,905	△13,896
現金及び現金同等物の期首残高	68,541	26,110
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 57,635	※1 12,215

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日)

会計処理基準に関する事項の変更

資産除去債務に関する会計基準等の適用

当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益が2百万円、税金等調整前四半期純利益が24百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は49百万円であります。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(△は増加)」に含めて表示しておりました「関係会社未収入金の増減額(△は増加)」は重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしております。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(△は増加)」に含まれている「関係会社未収入金の増減額(△は増加)」は△68百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日)

法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 45,381百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 43,952百万円</p>
<p>※2 担保資産            関連会社コミットメントラインに係る担保提供            関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行36行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当第1四半期連結会計期間末の同社の借入実行額は206,250百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成22年6月30日現在の同社帳簿価額262,630百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当第1四半期連結会計期間末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。            (担保提供期間)            当該コミットメントラインによる借入返済完了まで            (担保提供資産)            イー・モバイル社株式            22,726百万円            なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は67,016百万円であります。            なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成22年6月30日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p>	<p>※2 担保資産            関連会社コミットメントラインに係る担保提供            関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行34行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末日の同社の借入実行額は219,950百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成22年3月31日現在の同社帳簿価額233,383百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当連結会計年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。            (担保提供期間)            当該コミットメントラインによる借入返済完了まで            (担保提供資産)            イー・モバイル社株式            5,582百万円            なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は50,016百万円であります。            なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成22年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p>
<p>※3 借入枠等の実行状況            当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額11,667百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)及び取引銀行1行と総額24,465百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定いたしました。当第1四半期連結会計期間末の借入実行額はそれぞれ11,667百万円、16,019百万円であります。            なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p>	<p>※3 借入枠等の実行状況            当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額12,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)及び取引銀行1行と総額24,465百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定いたしました。当連結会計年度末の借入実行額はそれぞれ9,000百万円、12,930百万円であります。            なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。            また、運転資金を確保するため取引銀行1行と総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末の借入実行額はありません。</p>

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売促進費 1,645百万円	販売促進費 1,089百万円
業務委託費 1,019百万円	業務委託費 783百万円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 56,135百万円	現金及び預金勘定 13,106百万円
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 1,500百万円	拘束性預金 △892百万円
現金及び現金同等物 57,635百万円	現金及び現金同等物 12,215百万円

## (株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期連結会計期間末
普通株式(株)	1,449,584
第1種優先株式(株)	25
合計	1,449,609

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	868百万円	600円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	42百万円	1,693,438円	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,609百万円	1,800円	平成22年6月30日	平成22年9月10日
平成22年8月4日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	47百万円	1,862,188円	平成22年6月30日	平成22年9月10日

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

#### 5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
前期末残高	18,392	9,082	△14,862	12,612
当第1四半期連結会計期間末までの変動額				
新株の発行	26	26		52
剰余金の配当			△911	△911
四半期純利益			2,493	2,493
当第1四半期連結会計期間末までの変動額合計	26	26	1,583	1,635
当第1四半期連結会計期間末残高	18,418	9,108	△13,280	14,247

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

(単位:百万円)

	ネットワーク事業	デバイス事業	モバイル事業	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	18,369	3,046	—	21,416	—	21,416
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	67	—	67	(67)	—
計	18,369	3,113	—	21,482	(67)	21,416
営業利益	4,744	191	—	4,935	—	4,935

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス等

3 モバイル事業を営むイー・モバイル株式会社は平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことから、売上高及び営業損益は計上されておられません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

## 【セグメント情報】

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「ネットワーク事業」、「デバイス事業」、「モバイル事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ネットワーク事業」は高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービスを提供しております。「デバイス事業」は通信端末の開発及び販売を行っております。「モバイル事業」は、当社の持分法適用関連会社であるイー・モバイル株式会社によるモバイル・ブロードバンド通信サービス等を提供しております。

### 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	ネットワ ーク事業	デバイス 事業	モバイル 事業	合計
売上高				
(1) 外部顧客に対する売上高	14,821	—	—	14,821
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,336	2,960	—	4,296
計	16,157	2,960	—	19,117
セグメント利益又は損失（△）	4,345	138	△40	4,442

（注）モバイル事業のセグメント損失（△）は、四半期連結損益計算書の営業外費用に計上している「持分法による投資損失」であります。

### 3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	4,442
セグメント利益に含まれる持分法投資損失	40
その他の調整額	2
四半期連結損益計算書の営業利益	4,485

### 4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

当第1四半期連結累計期間において該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

当第1四半期連結累計期間において該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

当第1四半期連結累計期間において該当事項はありません。

### （追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
8,008円24銭	6,981円37銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	14,656百万円	13,155百万円
普通株式に係る純資産額	11,609百万円	10,106百万円
差額の主要な内訳		
少数株主持分	501百万円	507百万円
優先株式の払込金額	2,500百万円	2,500百万円
優先株式の配当額	47百万円	42百万円
普通株式の発行済株式数	1,449,584株	1,447,496株
普通株式の自己株式数	一株	一株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	1,449,584株	1,447,496株



2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	295円26銭	1株当たり四半期純利益	1,689円13銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	85円94銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1,513円66銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益	462百万円	2,493百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
優先株式の配当額	42百万円	47百万円
普通株式に係る四半期純利益	419百万円	2,447百万円
普通株式の期中平均株式数	1,420,314株	1,448,575株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳	持分法適用関連会社イー・モバイル株式会社の発行する潜在株式(A種優先株式)の普通株式への転換による持分変動に伴う持分法による投資損失の増加 △278百万円	持分法適用関連会社イー・モバイル株式会社の発行する潜在株式(A種優先株式)の普通株式への転換による持分変動に伴う持分法による投資損失の増加 △9百万円 支払利息(税額相当控除後) 49百万円
四半期純利益調整額	△278百万円	40百万円
普通株式増加数	223,224株	194,140株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	イー・モバイル株式会社： 新株予約権 88,768株 (ストック・オプション) 主に、当社とイー・モバイル株式会社との平成22年3月31日付の株式交換契約に基づき、取締役2名がストック・オプションの放棄を行ったことによる減少

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日)

1. 企業結合に関する重要な後発事象

当社は、平成22年3月31日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるイー・モバイル株式会社（以下、「イー・モバイル」といいます。）との間で、株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）の方法による経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を実施することを決議し、同日付でイー・モバイルとの間で株式交換契約を（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました（平成22年5月12日付で株式交換契約の変更に関する覚書を締結）。また、その後同契約は平成22年6月24日開催の当社定時株主総会並びに平成22年6月25日開催のイー・モバイル定時株主総会及び種類別株主総会の承認を経て、平成22年7月1日を効力発生日として、本株式交換を実施しております。

1 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

イー・アクセス株式会社 電気通信事業

本株式交換は当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とするものでありますが、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はイー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業として、パーチェス法が適用されることとなります。

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本経営統合を実施することといたしました。

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

本株式交換に伴う商号の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換後の当社における株式交換前の当社株主及びイー・モバイル株主の議決権比率の構成、両社の総資産、売上高等の相対的な事業規模、経営戦略上の事業の重要性及び成長性の要素を総合的に比較検討した結果、実質的に支配を獲得する取得企業はイー・モバイルであると決定いたしました。

2 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	87,990百万円
取得原価	87,990百万円

「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はイー・モバイルが当社議決権を100%取得する会計処理を行っております。また、イー・モバイルは非上場企業であり、当社が上場企業であることから、当社株式の市場価格に基づいて取得の対価を算定しております。

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日)

3 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類及び交換比率

イー・モバイルの普通株式又は各種の優先株式1株に対して、当社の普通株式1.45株を割当交付しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、本経営統合の公正な検討プロセスを担保するために社外取締役のみで構成する独立委員会を設置し、当社の独立委員会は、本経営統合の株式交換比率の公正性を確保するため、グリーンヒル・ジャパン株式会社（以下「グリーンヒル・ジャパン」）に株式交換比率の算定を依頼し、グリーンヒル・ジャパンより平成22年5月22日付で、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております。

グリーンヒル・ジャパンは、i) 当社とイー・モバイルの現在の資本関係が継続する場合の、当社及びイー・モバイルの各々の理論株式価値を比較する手法と、ii) 両社が完全経営統合した場合にもたらされるであろう利益及び費用削減効果を想定して、本経営統合前の当社一株当たりの株式価値と、本経営統合後の当社一株当たりの株式価値とを比較して、一株当たり理論株式価値の増減から、株式交換比率の妥当性を判断する手法の両方を用いて、交換比率の公正性を判断いたしました。各々の手法において、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法及び類似企業比較法等による分析を行っております。

なお、市場株価法については、イー・モバイルが非上場会社であることから、市場における当社との相対評価が困難である事、及び当社が保有するイー・モバイル持分がどの程度当社の株価へ影響を与えているかの算定が不可能である事から、当社の理論株式価値の参考値として使用はしているものの、比率の算出の際には採用しないことといたしました。

(3) 交付した株式数

999,713株

(注) 上記交付株式数については、取得の対価の算定基礎となった、イー・モバイルが交付したものとみなした交付株式数を記載しております。株式交換により当社が実際に交付した株式数は2,055,963株（すべて新規発行）であります。

4 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

10,723百万円

(2) 発生原因

被取得企業である当社の取得原価が、企業結合日時点における当社の時価純資産額（取得した資産及び引受けた負債に配分された純額）を上回ったため、その超過額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

償却方法 定額法

償却期間 10年間

5 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	28,128百万円
固定資産	124,277百万円
資産合計	152,405百万円
流動負債	27,300百万円
固定負債	47,838百万円
負債合計	75,138百万円

(注1) 資産及び負債の額には、4(1)発生したのれん金額は含めておりません。

(注2) 固定資産の額には、被取得企業が企業結合日より前から保有する取得企業の株式の額89,435百万円が含まれております。

当第1四半期連結会計期間  
 (自 平成22年4月1日  
 至 平成22年6月30日)

2. 借入契約の締結

(1) その旨及び使途

当社は、モバイルネットワーク関連設備を購入するため、平成22年8月9日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行を貸付人とするローン契約を締結しております。

(2) 借入先の名称

三菱東京UFJ銀行

(3) 借入金額、借入条件(利率、返済条件等)

借入金額 総額7,422百万円

借入利率 年2.41%

元本返済方法 半年毎の8回分割返済

(4) 借入の実施時期、返済期限

借入申込期間 平成22年8月9日～平成24年7月18日

借入期間 平成22年9月27日～平成28年7月25日

2 【その他】

平成22年5月12日開催の取締役会において、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、また、平成22年5月12日及び平成22年8月4日開催の取締役会において、平成22年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

株式の種類	前事業年度		当第1四半期会計期間	
	普通株式	第1種優先株式	普通株式	第1種優先株式
配当金の総額	868百万円	42百万円	2,609百万円	47百万円
1株当たりの金額	600円	1,693,438円	1,800円	1,862,188円
支払請求権の効力発生日及び 支払開始日	平成22年6月25日	平成22年6月25日	平成22年9月10日	平成22年9月10日

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

イー・アクセス株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 茂 夫 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年7月31日付で、BNPパリバロンドン支店をエージェントとし、BNPパリバ東京支店を貸付人とするローン契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月12日

イー・アクセス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 林 茂 夫 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 山 秀 明 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年7月1日付で、会社を株式交換完全親会社、持分法適用関連会社であるイー・モバイル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)



1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 千本 倅生は、当社の第12期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。